

## 平成26年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

### 目 次

「児童福祉週間」とは . . . . . 12

#### 運動項目

第1 児童福祉の理念の普及 . . . . . 13

第2 家庭における親子のふれあい促進 . . . . . 13

第3 地域における児童健全育成活動の促進 . . . . . 14

第4 児童虐待への適切な対応 . . . . . 15

第5 母と子の健康づくりの推進 . . . . . 16

第6 多様化する保育需要等への対応 . . . . . 16

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進 . . . . . 17

## 「児童福祉週間」とは

- (1) 「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年より、毎年、5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

子どもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは極めて重要な課題となっている。
- (2) 本年度の「児童福祉週間」標語は、「そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち」(中西 愛美(なかにし まなみ)さん 千葉県 7歳)」である。

これは、平成25年9月2日～10月21日まで全国募集を実施し、5,647作品の応募作品の中から選定された作品である。
- (3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日(月)から5月11日(日)までの1週間としている。ただし、地域の実情によって期間の延長等(5月末日までに限る)を行うことは差し支えない。
- (4) 「児童福祉週間」は、厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会及び(一財)こども未来財団が主唱するものである。
- (5) 関係府省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。
- (6) 主な運動項目として、7項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

## 第1 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条第1項に「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とうたわれている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及を図るとともに、幅広く住民の参加が得られるよう、また、これまで以上に子どもの声も反映させながら、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

## 第2 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭で子どもが健全に育つには、子どもが自分のできることは自分で行ったり、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。

また、学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝えはぐくむことや、家庭を

築くことの大切さを理解することが必要である。

- (2) 「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を子どもに伝え、子どもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。  
また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高めるなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。
- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少していることから、親子で一緒に料理づくりや食事をするにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

### 第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、自然の体験学習、社会参加活動を通じて子どもの心の成長や主体性をはぐくむように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進むことによって、同年代の仲間とかかわる機会が子どもたちから奪われつつある。そして、子どもにとって健全に育ちにくい社会となっている。
- (2) 「児童福祉週間」を契機として、子どもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、異年齢集団の中における遊びを活性化させるとともに、自然体験の学習や社会参加活動を通じて、子どもの社会性を培っていくことが望まれる。  
さらに、各地の町村・自治会・地域活動連絡協議会（母親クラブ）等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、子どもにとって安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。
- (3) 市町村においては、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策としての「放課